

令和6年度の事業計画書

法人成立の日から令和 7 年 7 月 31 日まで

NPO法人LETUS

1 事業実施の方針

設立初年度は、当法人の理念や活動内容の周知を図りつつ、地域との関係構築に努めます。SNSやWEB等での情報発信と並行して、高校や地元企業と連携した探究授業や交流の場の創出、また子ども向けの体験型イベントの開催に取り組みます。試行的な活動を通じて、今後の安定的な運営につながる基盤を築きます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
地域に関する 企画や実践の 機会を提供する 事業	地域の高校と連携し、 地域課題をテーマにした 探究授業の授業設計 支援およびコーディネート を行う。小規模な 発表会も企画する	(A)授業:月 1~4 回程度 交流会:季節ごとに 1 回 程度 (B)岐阜県内 (C)5 人程度/回	(D)地域の高校生 (E)200 名程度/回	805
教育や学びに 関する機会を 支援する事業	探究授業の紹介や地域 での学びの価値を伝える ことで、学びを軸に 地域への関心を高める。	(A)随時(年2~4回程度) (B)地域交流センター、 学校の会議室等 (C)2~3 名程度	(D)地域の高校生、保護 者、教職員 (E)各回10~ 30名程度	75
子どもや若者 を対象とした 活動の企画・ 実施に関する 事業	小中高校生を対象とし たスポーツ体験イベン トを開催する。	(A)年 1 回程度 (B)公共施設等 (C)10 名程度/回	(D)地域の子 ども (E)500 名程度/回	505

令和7年度の事業計画書

令和7年8月1日から令和8年7月31日まで

NPO法人LETUS

1 事業実施の方針

設立2年目となる本年度は、前年度で得られた経験や反省点をもとに、活動の質の向上と体制の整備を進めます。

教育支援や地域の学びに関する機会の提供を引き続き重点に据え、関係機関との連携を深めながら、地域社会における継続的な活動基盤の強化を目指します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千円)
地域に関する企画や実践の機会を提供する事業	高校・地域団体・企業等と連携した課題解決型の探究学習を支援する。授業運営の支援、発表会の開催、企業訪問や地域関係者との意見交換の場などを通じて、地域に関する学びの実践機会を提供する。	(A) 授業: 月 1~4 回程度 交流会: 季節ごとに 1 回程度 (B) 岐阜県内 (C) 5 人程度/回	(F) 地域の高校生 (G) 200 名程度/回	1005
教育や学びに関する機会を支援する事業	教育交流会やワークショップ、セミナーを開催し、学びに関する情報共有や課題意識の醸成を図る。	(D) 随時 (年2~4回程度) (E) 地域交流センター、学校の会議室 等 (A) 2~3 名程度	(F) 地域の高校生、保護者、教職員 (D) 各回10~30 名程度	100
子どもや若者を対象とした活動の企画・実施に関する事業	前年度に続き、スポーツや文化体験型イベントを開催する。親子参加型のプログラムや地域住民との協働体験も加え、多様な世代が関わり合える機会を創出する。	(A) 年 1 回程度 (B) 公共施設等 (C) 10 名程度/回	(F) 地域の子ども (G) 500 名程度/回	780

令和6年度 活動予算書
法人成立の日から令和7年7月31日まで

NPO法人LETUS

科目		金 額 (単位: 円)	
I 経常収益			
1 受取会費等			
正会員受取会費等	0		
賛助会員受取会費等	0	0	
2 受取寄附金			
受取寄附金	450,000		
施設等受入評価益	0	450,000	
3 受取助成金等			
受取市補助金	400,000		
受取県委託料	600,000	1,000,000	
4 事業収益			
地域に関する企画や実践の機会を提供する事業	0		
教育や学びに関する機会を支援する事業	0		
子どもや若者を対象とした活動の企画・実施に関する事業	0	0	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収入	0	0	
経常収益計			1,450,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	600,000		
給料手当	410,000		
人件費計	1,010,000		
(2) その他経費			
広告宣伝費	65,000		
旅費交通費	150,000		
通信費	35,000		
消耗品費	95,000		
会議費	30,000		
その他経費計	375,000		
事業費計		1,385,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	30,000		
給料手当	0		
人件費計	30,000		
(2) その他経費			
会議費	2,000		
地代家賃	0		
その他経費計	2,000		
管理費計		32,000	
経常費用計			1,417,000
当期経常増減額		0	33,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			33,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			33,000

令和7年度 活動予算書
令和7年8月1日から令和8年7月31日まで

NPO法人 LETUS

科目		金額 (単位: 円)	
I 経常収益			
1 受取会費等			
正会員受取会費等	0		
賛助会員受取会費等	0	0	
2 受取寄附金			
受取寄附金	1,000,000		
施設等受入評価益	0	1,000,000	
3 受取助成金等			
受取市補助金	400,000		
受取県委託料	600,000	1,000,000	
4 事業収益			
地域に関する企画や実践の機会を提供する事業	0		
教育や学びに関する機会を支援する事業	0		
子どもや若者を対象とした活動の企画・実施に関する事業	0	0	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収入	0	0	
経常収益計			2,000,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	600,000		
給料手当	820,000		
人件費計	1,420,000		
(2) その他経費			
広告宣伝費	90,000		
旅費交通費	185,000		
通信費	42,000		
消耗品費	118,000		
会議費	30,000		
その他経費計	465,000		
事業費計		1,885,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	30,000		
給料手当	0		
人件費計	30,000		
(2) その他経費			
会議費	2,000		
地代家賃	0		
その他経費計	2,000		
管理費計		32,000	
経常費用計			1,917,000
当期経常増減額		0	83,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			83,000
前期繰越正味財産額			33,000
次期繰越正味財産額			116,000

NPO法人LETUS定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人LETUSという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県瑞浪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域に関わる人々に対して、多様な学びや交流、地域資源を活かした活動の機会を提供し、地域社会の活性化と持続的な発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域に関する企画や実践の機会を提供する事業
- (2) 教育や学びに関する機会を支援する事業
- (3) 子どもや若者を対象とした活動の企画・実施に関する事業
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して援助を行う個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長とし、必要に応じ2人以内の副理事長を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、必要に応じ事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) 役員の職務及び報酬
- (7) 会員の除名
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第51条の規定の適用については、

出席したものとみなす。

- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数
 - (3) 総会に出席した正会員の数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。)
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 理事の選任又は解任
- (5) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があ

ったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条、前条第2項及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の

放棄をしようとするときは理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 加納 大輝

理事 小林 忠文

理事 矢木 豊大

監事 吉村 利恵子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和7年9月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年7月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

入会金 正会員 0円 賛助会員 0円

年会費 正会員 0円 賛助会員 0円

附則

この定款の変更は、令和 年 月 日から施行する。